

中小企業向け個人情報保護法説明会が開催されます。

(平成29年1月30日(月) 14:00～ 橿原文化会館)

平成27年9月に改正個人情報保護法が公布され、来年春頃に全面施行されます。これまで「保有する個人情報の数が5,000以下の事業者」には個人情報保護法が適用されていませんでしたが、今回の改正により個人情報を取り扱うすべての事業者が個人情報保護法の対象となります。

そのため、新たに対象となる中小企業や小規模事業者向けに、個人情報の取扱いに関する基本的なルールをご紹介します説明会が開催されます。中小企業に限らずご興味ある方であればどなたでもご参加いただけますので、この機会を是非ご活用ください。

日時：平成29年1月30日(月) 14:00～15:30

場所：橿原文化会館 小ホール

(橿原市北八木町3丁目65-5)

定員：300名

対象：中小企業、小規模事業者

個人事業主、

その他ご興味ある方

参加費：無料

主催：個人情報保護委員会



会場地図



※1 会場には駐車場がありませんので、公共交通機関をご利用ください。

※2 奈良県内の商工会議所、商工会及び中小企業団体中央会の会員は、それぞれ所属する団体に直接参加の申し込みをしてください。

参加申込書

奈良県 産業・雇用振興部 地域産業課 商工団体係 行き

(FAX 0742-23-1396)

出席者 ご氏名	会社名	
	職名	
連絡先	電話	
	FAX	
	e-mail	

ご記入いただいた個人情報は、参加申込みの受付その他の本説明会の運営のためにのみ使用し、他の目的には使用しません。

※ 個人情報保護委員会ホームページにおいても改正個人情報保護法に関する広報資料を掲載しておりますのでご覧ください。 URL : <http://www.ppc.go.jp/personal/pr/>

個人情報保護委員会